

横 須 賀 市

- 不妊・不育専門相談センター
- 横須賀市不妊治療費助成
(生殖補助医療費)
- 不妊治療の通院に対する
交通費助成
- 不育症治療費助成

ご 案 内



【お問い合わせ】

横須賀市不妊・不育専門相談センター
(横須賀市民生局健康部地域健康課内)

横須賀市西逸見町1-38-11 ウェルシティ市民プラザ3階
TEL:046-822-9818 (平日8:30～17:00)

1 不妊・不育専門相談センター

1 不妊・不育専門相談センターの概要

横須賀市の
不妊・不育専門相談センターは、
横須賀市民生局健康部地域健康課内
(横須賀市西逸見町1-38-11 ウェルシティ市民プラザ3階)
に開設しています。

安心して不妊と不育の悩みを話し、相談できる場です。

誰にでも話せる悩みではないからこそ、

1人で抱え込まないで、

まずはお電話ください。



不妊・不育専門相談センター
電話 046-822-9818

メール chaw-cfr@city.yokosuka.kanagawa.jp

2 相談専用電話・来所面接・メール相談



相談専用
電話
での相談

「妊娠したい」
「不妊・不育について知りたい」
「治療について聞いてみたい」
「人工授精と体外受精の違いは？」
「助成制度について知りたい」
「治療をする中で不安な気持ちや、辛いことを聞いてほしい」
などのご相談を専用電話で相談員(保健師)がお受けします。
相談受付(平日 8:30 ~ 17:00)



来所面接
での相談

来所でのご相談をご希望の方は、相談専用電話で、
相談員(保健師等)と日時の調整を行ってください。



メール
での相談

お忙しい等の理由で、電話・来所相談が難しい場合でも、
メールでのご相談を承っております。
メールでのご相談の場合、申し訳ございませんが、
返信までにお時間がかかる時もございます。

3 妊活LINEサポート事業

妊活、不妊治療、月経トラブル、夫婦コミュニケーションなどについて、不妊症看護認定看護師・臨床心理士・胚培養士などの専門家にLINEで相談できます。(横須賀市民のみ)



LINE ID
@famione-support

- 登録方法：LINEの「友だち追加」から二次元バーコードまたはID検索で登録してください。
- 自由相談をご利用いただくには、横須賀市民をあらわすクーポンコードを入力してください。
クーポンコード：yksk横須賀市〇〇〇 ※「〇〇〇」にはお住まいの町名が入ります。例)yksk横須賀市秋谷
※LINEは、LINEヤフー株式会社の登録商標です。

2 横須賀市不妊治療費助成 (生殖補助医療費)

生殖補助医療(体外受精・顕微授精)の治療に要した費用の一部を助成します。

※ 対象外の治療：保険診療のみの生殖補助医療

1 助成対象者

- ① 生殖補助医療以外の治療法では、妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断されていること。
- ② 治療開始時に戸籍上の夫婦又は事実婚夫婦であり、申請時にいずれか一方が、横須賀市内に住民票があること。
- ③ 治療開始日における妻の年齢が43歳未満であること。
- ④ 先進医療の場合、保険診療と併用可能な先進医療の実施医療機関として届出または承認を受けている医療機関で生殖補助医療を実施していること。
保険外診療(自費診療)の場合、日本産科婦人科学会登録施設(体外受精・顕微授精・胚移植の登録施設)で生殖補助医療を実施していること。

※ 保険診療と先進医療との併用診療の場合は、1回の治療の治療計画作成日が、治療開始日となります。

2 対象となる治療

治療区分A～Fの生殖補助医療(体外受精・顕微授精)のうち、医療保険適用治療と併用した先進医療、または保険外診療(自費診療)

※ ただし、下記のものは除く

- ・入院時差額ベッド代、食事代、文書料等
- ・他の地方公共団体で助成を受けた同一治療期間の生殖補助医療費



〔治療区分〕

- A 新鮮胚移植を実施
- B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施（採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1～3周期の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合）
- C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
- D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
- E 受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止
- F 採卵したが卵が得られない、または状態のよい卵が得られないため中止

（注）採卵に至らないケース（女性への侵襲的治療のないもの）は対象助成となりません。

3 助成額

- ① 医療保険適用治療と併用して先進医療を実施した場合
先進医療にかかった金額を助成（上限5万円）
- ② 保険外診療（自費診療）で治療を実施した場合
30万円を超えた金額に対して、その超えた金額を助成（上限10万円）

例）・保険外診療（自費診療）で33万円かかった場合、3万円助成
 ・保険外診療（自費診療）で40万円かかった場合、10万円助成

※ 保険外診療については30万円を超えない場合、申請できません。

※ 1回の治療につき、①と②を重複して申請することはできません。

4 助成回数

初回の治療開始日の妻の年齢が

～39歳までの方 …… 1子ごと6回まで

40歳以上の方 …… 1子ごと3回まで

※ 保険診療と先進医療との併用診療の場合は、1回の治療の治療計画作成日が、治療開始日となります。

※ 「初回の治療開始日の妻の年齢」は、初めて申請する治療または保険適用1回目の治療のうちいずれか早い方

※ 令和4年3月31日以前に開始した治療について特定不妊治療費の助成を受けていた場合、その助成回数は引き継ぎません。

※ 通算回数が残っていても、43歳以降に始めた治療は助成の対象外となります。

5 申請書類

すべての方が必要となる書類

- ① 生殖補助医療費助成申請書
- ② 生殖補助医療受診等証明書
- ③ 医療機関の発行する「領収書」と「明細書」の原本(※1)
 - ・医療保険適用治療と併用して先進医療を実施した場合：先進医療の領収書と明細書のみ
 - ・保険外診療(自費診療)で治療を実施した場合：治療期間内のものすべて
- ④ 申請者名義の銀行口座のわかるもの(※2)
- ⑤ ご印鑑(※3)

(※1) コピーを取らせていただいた後、原本はお返しいたします。

(※2) 通帳、キャッシュカード、またはオンライン通帳の写し

(※3) 申請書類に訂正がある場合に必要となります。



以下は該当する方のみが追加で必要となる書類です

⑥	住所および婚姻関係を 確認できる書類(発行日 から3ヵ月以内のもの)	ご夫婦とも市内在住で別世帯の場合 ⇒ 戸籍謄(抄)本
		ご夫婦の一方が市外在住の場合 ⇒ 市外の方の住民票と戸籍謄(抄)本
		ご夫婦の一方が国外在住の場合 ⇒ 国外に住所があることを証明する書類(※4) と戸籍謄(抄)本
⑦	事実婚夫婦で婚姻関係を 確認できる書類	・横須賀市パートナーシップ宣誓証明書または 両人の戸籍謄本(※5)および両人の住民票 ・事実婚関係に関する申立書
⑧	助成回数をリセットする 方で、子の出生等を確認 できる書類	母子健康手帳の表紙及び出産の状態のページの 写し(死産の場合は死産届の写しでも可)

(※4) (日本国籍の方) 戸籍の附票(発行日から3ヵ月以内のもの)

(外国籍の方) 海外の源泉徴収票に相当する文書、在勤証明書、在学証明書など

(米軍属の方) W2 (Wage and Tax)

(※5) (外国籍の方) 婚姻要件具備宣誓書など、独身を証明するもの

※ 申請に必要な書類は、申請毎に提出してください。

6 申請期限

助成対象となる1回の生殖補助医療が終了した日の翌日から数えて60日以内（消印有効）に申請してください。

※「1回の治療が終了した日」とは、妊娠の確認日（妊娠の有無は問いません）または医師の判断によりやむを得ず治療を中止した日です。

※ 本人に責めのないやむを得ない事由により申請期限を超過してしまう場合は、受付期間を延長する仮受付の手続きができます。詳しくは市ホームページをご確認ください。

7 申請の流れ

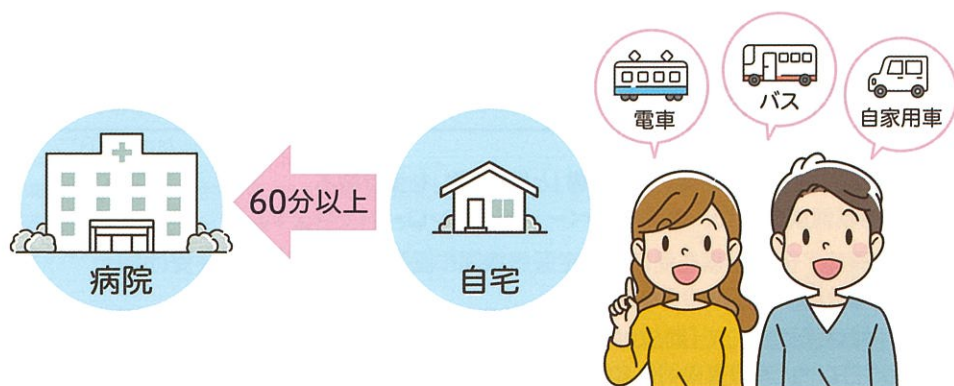
- ① 生殖補助医療費助成の「申請書」と「証明書」を受け取る。
（地域健康課窓口、市ホームページでダウンロードできます）
- ② 治療終了後、治療を受けた指定医療機関に証明書を提出し証明を受ける。
※ 証明書発行費用は自己負担です。
- ③ 地域健康課窓口で【助成対象となる1回の治療が終了した日の翌日から数えて60日以内（消印有効）】に申請してください。
※ 来所が難しい場合は郵送で申請を受け付けますので、不妊・不育専門相談センター（046-822-9818）へお問い合わせください。
- ④ 申請月の次月末に決定通知書を郵送で受け取る。
（指定口座への振込日が記載されています）



3 不妊治療の通院に対する 交通費助成

令和8年4月1日以降に受診した生殖補助医療、男性不妊治療の通院（対象となる不妊治療実施施設に限る）に、片道60分以上かかる場合に、交通費の一部を助成します。

事前調査票を提出していただき、要件を満たす方が助成を受けられます。



1 助成対象者

以下、すべてを満たす方が対象

- ・ 令和8年4月1日以降で、受診時に横須賀市に住民登録があること。
- ・ 令和8年4月1日以降に、保険適応の生殖補助医療（体外受精・顕微授精）または、男性不妊治療の受診をしていること。
- ・ 住所地から最も近い医療機関まで、公共交通機関で片道60分以上かかること。
または、自家用車（一般道）で「道のり距離で30km以上または予測時間が60分以上」かかること。
- ・ 生殖補助医療管理料または、精巣内精子採取術の届出医療機関であること。

※ 助成の対象には条件があるため、事前調査票を提出してください。



2 助成額

通院にかかる費用の8割を助成(2割は自己負担)

インターネット上の地図サービスや経路検索サイト等で確認し、最短のルートで算出します。

①バスと電車の場合

自宅の最寄り停留所から駅までバスで向かい、その駅から通院している医療機関の最寄り駅までの料金

②電車の場合

自宅の最寄り駅から、通院している医療機関の最寄り駅までの料金

③自家用車の場合

横須賀市の「職員の通勤手当に関する規則第8条の2」に準じて算出

※ 基本的に一般道での時間で所要時間を算出します。

高速を使用した場合の高速代金や駐車場料金の支給はありません。

3 助成回数

- ・ 生殖補助医療(体外受精・顕微授精)：1年度あたり上限10回
- ・ 男性不妊治療(精巣内精子採取術)：1年度あたり上限5回

4 申請について

【申請方法】

①事前調査票の提出

e-kanagawaで申請を行ってください。

市が事前調査票の内容を確認し、e-kanagawaにて対象の可否をご連絡します。

②本申請(事前調査票の結果、対象となった方のみ)

e-kanagawaで申請を行ってください。

添付書類に、申請をする受診分の受診が分かる領収書を添付してください。

【申請期限】

・ 事前調査票

： 1 回の生殖補助医療が終了した日の翌日から数えて 60 日以内。
早めに提出していただくことも可能です。

※事前調査票は、基本的に年度に 1 回のみの提出で問題ありません。

※年度が変わった時、病院が変わった時、経路が変わった時には再度提出が必要となります。

・ 本申請

： 決定通知書（決定年月日）の翌日から数えて 60 日以内または、1 回の生殖補助医療が終了した日の翌日から数えて 60 日以内の遅い方。

【申請の流れ】



4 不育症治療費助成

不育症は、妊娠しても、2回以上の流産（化学流産は含みません）や死産を経験した状態をいいます。保険適用外の治療及び検査費の一部を助成します。

1 助成対象者

- ① 流産を2回以上、または死産の既往のある方（化学流産は対象外）
※ 助成内容・助成費用③の場合は、既往流死産回数が2回以上の方が対象
- ② 治療開始時に、戸籍上の夫婦であること、又は、事実婚夫婦であること
- ③ 夫婦またはいずれか一方が申請時に横須賀市内に住民票があること
- ④ 各種公的医療保険に加入していること
- ⑤ 市税および国民健康保険料、市営住宅家賃、保育料、介護保険料等の市諸料金の滞納がないこと（助成の内容・費用助成①、②の申請の場合）
- ⑥ 横須賀市不育症治療費助成事業における助成対象の協力機関で検査・治療を受けたこと（助成内容・費用助成①、②の申請の場合）

2 助成内容・助成額

- ① 不育症の診断を受け、妊娠後に実施した治療および検査費（保険適用外）
 - ・ 1回の治療及び検査費について、30万円を上限に助成します。
 - ・ 1年度あたりの上限は30万円です。※ 「1回の治療及び検査費」とは、妊娠後に不育症治療を開始した日から当該妊娠に関する出産（流産・死産含む）までの期間をいう。
- ② 不育症の原因を判定するための検査費（保険適用外）
 - ・ 1年度あたりの上限は5万円です。
- ③ 先進医療の実施医療機関として指定された医療機関で行った以下の検査
 - ・ 流死産検体をを用いた遺伝子検査1（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）
 - ・ 抗ネオセルフβ2グリコプロテイン1複合抗体検査（令和7年6月1日以降に実施した検査が対象）

- ・流死産検体を用いた遺伝子検査2(流死産絨毛・胎児組織NGS染色体検査)
(令和8年5月1日以降に実施した検査が対象)

※ 検査1回につき、検査費用の7割(千円未満切り捨て)を助成(上限6万円)

※ ただし、下記のものは除く

- ・医療保険各法の規定に基づく保険給付の対象となる不育症治療・検査に係る費用
- ・入院時差額ベッド代、食事代、文書料等
- ・他の地方公共団体で助成されていた期間に係る不育症治療・検査の費用
- ・妊婦健康診査の助成をうけた不育症治療・検査の費用

3 医療機関

- ① 不育症治療費助成事業における助成対象の協力医療機関
(14ページ「不育症治療費助成 協力医療機関一覧」参照)
- ② 上記①の医療機関で診断を受け、その後、その病院から紹介され不育症治療を行った医療機関



4 申請の流れ

- ① 不育症治療費助成の「申請書」と「証明書」を受け取る。
(地域健康課窓口、市ホームページでダウンロードできます)
- ② 治療終了後、治療を受けた協力医療機関に証明書を提出し証明を受ける。
※ 証明書発行費用は自己負担です。
- ③ 地域健康課窓口で【治療および検査が終了した日の翌日から数えて60日以内(消印有効)】に申請してください。
※ 来所が難しい場合に郵送で申請を受け付けますので、不妊・不育専門相談センター(046-822-9818)へお問い合わせください。
- ④ 申請月の次月末に決定通知書を郵送で受け取る。
(指定口座への振込日が記載されています)

※ 本人に責めのないやむを得ない事由により申請期限を超過してしまう場合は、受付期間を延長する仮受付の手続きができます。詳しくは市ホームページをご確認ください。

5 申請に必要な書類

	項 目	確 認
①	不育症検査及び治療に関する申請書	不育症治療および不育症の原因を判定する検査を受けた場合 ⇒ 不育症治療費等助成申請書(第1号様式) 先進医療の遺伝子検査を受けた場合 ⇒ 横須賀市不育症検査費用助成事業申請書
②	不育症治療に関する証明書	協力医療機関で診断・治療を受けた場合 ⇒ 不育症治療等受診等証明書(第2号様式) 協力医療機関で診断・治療を受け、そこから紹介された医療機関に転院した場合 ⇒ 不育症治療等受診等証明書と不育症治療実施証明書(第3号様式) 先進医療登録医療機関で先進医療の不育症検査を受けた場合 ⇒ 横須賀市不育症検査費用助成検査受検証明書
③	医療機関発行の領収書・明細書の原本(※1)	
④	ご夫婦それぞれの加入健康保険証	
⑤	申請者名義の銀行口座がわかるもの(通帳など)	
⑥	ご印鑑(申請書類に訂正がある場合に必要となります)	

以下は該当する方のみが追加で必要となる書類です。

⑦	住所および婚姻関係を確認できる書類 (発行日から3ヶ月以内のもの)	ご夫婦とも市内在住で別世帯の場合 ⇒ 戸籍謄(抄)本
		ご夫婦の一方が市外在住の場合 ⇒ 市外の方の住民票と戸籍謄(抄)本
		ご夫婦の一方が国外在住の場合 ⇒ 国外に住所があることを証明する書類(※2)と戸籍謄(抄)本
⑧	事実婚夫婦で婚姻関係を確認できる書類	・横須賀市パートナーシップ宣誓証明書または両人の戸籍(※3) 謄本および両人の住民票 ・事実婚関係に関する申立書

(※1) コピーをとらせていただいた後、原本はお返しいたします。

(※2) (日本国籍の方) 戸籍の附票(発行日から3ヶ月以内のもの)

(外国籍の方) 海外の源泉徴収票に相当する文書、在勤証明書、在学証明書など

(米軍属の方) W2 (Wage and Tax)

(※3) (外国籍の方) 婚姻要件具備宣誓書など、独身を証明するもの

※申請に必要な書類は、申請毎に提出してください。

グリーフケア（エンジェルサポート） のご案内

あなたの悲しみ、辛いお気持ちを 話してみませんか

流産や死産、大切なお子様を亡くされた悲しみは
計り知れません。

辛く苦しい気持ちを誰にも話せない方も
多くいらっしゃいます。

少しでも心を軽くするために、心にある悲しみや
辛い気持ちを、お話ししてみませんか。

保健師がお電話でお話をうかがいます。

また、予約制で、
心理相談員が個別の面談をしていますので、
ご希望がある方はお電話ください。

相談電話 046-822-9818

メール chaw-cfr@city.yokosuka.kanagawa.jp

生殖補助医療費・不育症治療費助成の 関連リンク先

生殖補助医療費助成関連

- 生殖補助医療費助成
横須賀市ホームページ



- 不妊治療の通院に対する交通費助成
横須賀市ホームページ



不育症治療費助成関連

- 不育症治療費助成
横須賀市ホームページ



- 不育症治療費助成 協力医療機関一覧



がん患者等助成関連

- 若年がん患者等^{にんようせい}妊孕性温存治療に関する
助成事業
横須賀市ホームページ



